

障がい者タクシー利用券の交付

【問合せ】福祉課障がい福祉係

☎77316667

次に該当し、タクシー利用券が必要な人は、対象の手帳（重複の場合はすべて）を持参し、申請してください。

対象 市内に住所があり、次の手帳

- を持ち①か②に該当する人
- ・身体障がい者手帳（1～4級）
- ・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳

①75歳以上で冬期間（12月～翌年3月）に、自動車の運転ができない

②人工透析の治療者で体調不良のため、自動車の運転ができない

※人工透析等通院費助成の受給者と、自ら車の運転を行わず、すでに交付を受けている人を除く

交付枚数 1人10枚

（1枚あたり500円）

有効期限 交付された年度内

利用方法

タクシー利用券裏面に記載のタクシー会社を利用し、1回乗車につき、料金総額の範囲内で6枚（1枚500円）まで利用可能。

※乗車の際は、手帳を提示してください

申請窓口 福祉課障がい福祉係、

大和・塩沢市民センター

10月は児童手当・特例給付の支給月です

【問合せ】子育て支援課

こども家庭支援班

☎77316822

児童手当・特例給付を指定の口座に振り込みます。ご確認ください。

振込日 10月12日（金）

対象月 6月～9月分

手当の支給月額（児童一人当たり）

3歳未満の児童

一律 15,000円

3歳～小学6年生の児童

第1・2子10,000円

第3子以降15,000円

中学生

一律 10,000円

特例給付

一律 5,000円（所得制限限度額を超過した受給者に支給）

※6月の現況届が未提出の人は支給停止となります。手当を受給するためには、現況届の提出が必要です

災害時に備え、避難行動要支援者名簿を作成します

【問合せ・申込み】

福祉課 高齢福祉係

☎77316667

災害時に自力で避難が難しいと思われる人（避難行動要支援者）の迅速な避難支援を行うため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

名簿には、名前・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援を必要とする事由などを掲載します。

対象者に「避難行動要支援者名簿登録情報提供同意書」を送付します。同意した人の名簿は、行政区などに提供し、災害時以外にも地域での見守り活動や防災訓練などに活用します。同意書は、同封の返信用封筒で返信してください。

対象者 次のいずれかに該当する在宅の人（施設、病院などに長期の入所・入院をしている人は対象外）

- ・要介護認定3～5
- ・身体障がい者手帳1・2級を持つ
- ・療育手帳Aを持つ
- ・侵襲的人工呼吸療法・非侵襲的人工呼吸療法難病患者
- ・頻回吸引を要する難病患者
- ・在宅酸素療法難病患者
- ・在宅人工透析療法難病患者
- ・日常生活を行う能力が低下している

るか、災害時に移動が困難な難病患者
 ・その他の支援が必要と認められる
 ※災害時には、名簿情報の提供への同意がなくても情報を行政区などに提供します



平成30年度「障がい者就職面接会」開催

【問合せ・申込み】

ハローワーク南魚沼

職業紹介部門（河野・山本）

☎77213157

障がい者の就職を支援するため、

南魚沼市・魚沼市・湯沢町の企業が

参加する就職面接会を開催します。

障がいがあり、仕事を探している

人の参加をお待ちしています。

日時 10月30日（火）

午後1時30分～4時

（受付 午後1時～）

会場 浦佐ホテルオカベ（浦佐）

内容 障がい者と参加企業との個別

説明・面接会

申込み 事前にお申し込みください。